

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

2020年3月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,460,000,000
計	17,460,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,335,231,094	3,228,629,406	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	3,335,231,094	3,228,629,406	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(百万円)		資本準備金(百万円)	
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高
2016年3月31日 (注)	△127,229,000	3,958,543,000	—	949,679	—	292,385
2017年3月31日 (注)	△58,980,000	3,899,563,000	—	949,679	—	292,385
2018年3月30日 (注)	△117,264,000	3,782,299,000	—	949,679	—	292,385
2019年2月28日 (注)	△447,067,906	3,335,231,094	—	949,679	—	292,385

(注) 1 発行済株式総数の減少は自己株式の消却によるものです。

2 提出日現在、発行済株式総数(株)は2020年4月2日の自己株式の消却により、増減数△106,601,688、残高3,228,629,406となっています。

## (5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	7	253	37	1,653	1,073	191	254,738	257,952	—
所有株式数(単元)	433	3,886,586	556,370	21,705,285	4,191,127	849	3,010,388	33,351,038	127,294
所有株式数の割合(%)	0.00	11.65	1.67	65.08	12.57	0.00	9.03	100	—

(注) 1 「その他の法人」の「所有株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が388単元含まれています。

2 自己株式106,601,838株は、「個人その他」の欄に1,066,018単元含まれています。

## (6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本電信電話株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,137,733,200	66.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	102,642,300	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	73,635,000	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	35,719,300	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	29,520,900	0.91
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	27,645,552	0.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号)	21,081,905	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	20,481,200	0.63
J P MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	20,094,977	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,143,200	0.47
計	—	2,483,697,534	76.93

- (注) 1 当事業年度末時点での当社の保有する自己株式数は、106,601,838株です。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、同(信託口7)、同(信託口5)、同(信託口9)、同(信託口1)の所有株式は、全て各社が信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式です。なお、それらの内訳は、投資信託設定分92,925,000株、年金信託設定分12,535,200株、その他信託分171,681,700株です。
- 3 STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234、STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103、JP MORGAN CHASE BANK 385151は、主に海外の機関投資家の所有する株式の保管管理業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 106,601,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,228,502,000	32,285,020	—
単元未満株式	普通株式 127,294	—	—
発行済株式総数	普通株式 3,335,231,094	—	—
総株主の議決権	—	32,285,020	—

- (注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式38,800株が含まれています。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数388個が含まれています。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称等		所有株式数(株)			発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
氏名又は名称	住所	自己名義	他人名義	合計	
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	106,601,800	—	106,601,800	3.20
計	—	106,601,800	—	106,601,800	3.20

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年4月26日)での決議状況 (取得期間2019年5月7日～2020年4月30日)	128,300,000	300,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	106,601,600	299,999,760,030
残存決議株式の総数及び価額の総額	21,698,400	239,970
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	16.9	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	16.9	0.0

(注) 当期間における取得自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式数は含まれていません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	105	317,125
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	106,601,688	299,999,971,981
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	106,601,838	—	150	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の取得、単元未満株式の買取及び売渡による株式数は含まれていません。

### 3 【配当政策】

当社は、事業の成長・拡大により企業価値を高めつつ、株主の皆様へ利益還元していくことを経営の重要課題の一つと位置付けています。配当については、連結ベースの業績、財務状況及び配当性向に配慮しながら、安定性・継続性を考慮し行っていきます。また、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めており、毎事業年度における剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うこととしています。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会となります。

当事業年度の剰余金の配当については、1株当たり120円（うち中間配当60円、期末配当60円）の普通配当を実施することとしました。

内部留保資金については、革新的技術の創出、魅力的な新サービスの提供、事業領域の拡大などを目的とした研究開発、設備投資、戦略的投資等に充当していきます。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月29日 取締役会決議	197,251	60
2020年6月16日 定時株主総会決議	193,718	60

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「新しいコミュニケーション文化の世界の創造」という企業理念及び中期戦略2020「beyond宣言」に基づき、活力ある豊かな社会の実現に貢献し、株主のみならずお客さまから高い信頼と評価を得られるよう企業価値の向上を図ることをめざしています。

この経営方針のもと、当社は、株主・お客さま・従業員・パートナー及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨を踏まえ、体制強化していくことが重要と認識しています。また、この考えに基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として「NTTドコモ コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しています。なお、当社は、2020年6月16日の第29回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行したことを受けて、同基本方針についても同日開催の取締役会にて改正を決議しています。

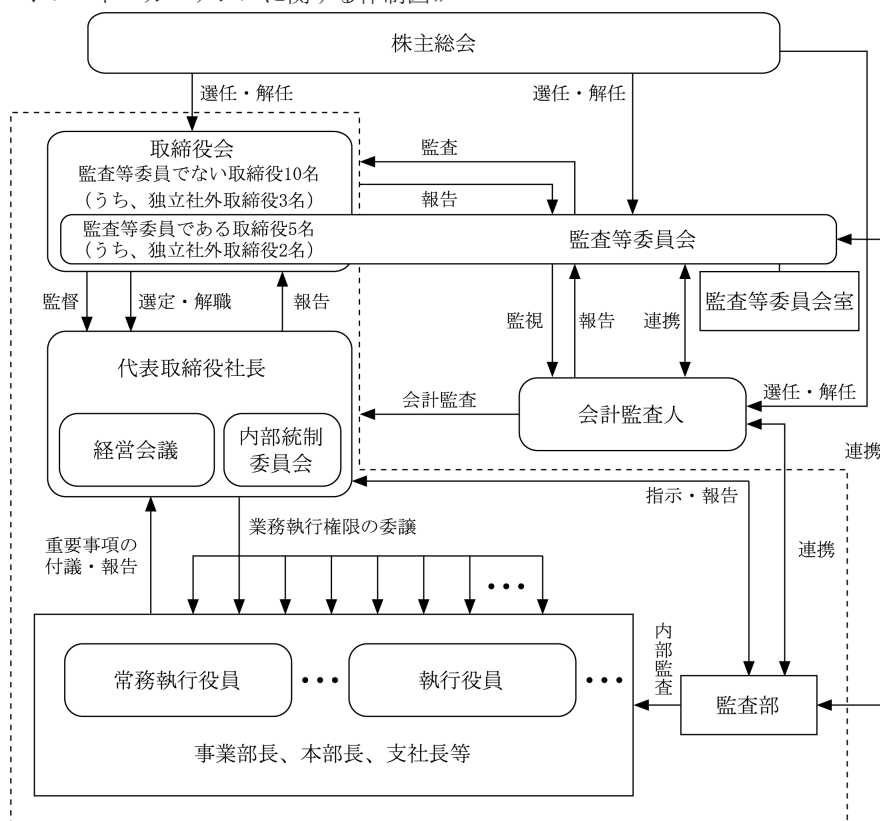
###### ② 企業統治の体制

《企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由》

当社は、取締役会における経営戦略議論を一層充実させるとともに、事業会社として経営の機動力を更に向上させていく体制を整えるため、2020年6月16日の第29回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監督機能については、これまでも、独立社外取締役を複数名選任するとともに、その能力・見識を十分に発揮できるよう、取締役会議案の事前説明の充実や、代表取締役・社内役員との定期的な会合の設定など支援体制を整備し、取締役会の監督機能を強化してきましたが、更なるガバナンス強化と経営戦略議論の活性化に向けた多様な知見の取り込みのため、第29回定時株主総会の決議により、独立社外取締役の比率を高め、取締役会の3分の1以上といたしました。監査機能については、常勤者を含む監査等委員が取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員会が、会計監査人や監査部などとも連携して、取締役の職務執行状況に関して実効性の高い監査を実施することで、経営の健全性の確保を引き続き図っていきます。加えて、執行と監督の役割の明確化及び業務執行機能の更なる強化を目的とした執行役員(男性28名、女性3名、取締役との兼職3名)制度についても、引き続き維持することで、経営環境の変化へスピーディに対応する体制を整備しています。

《当社のコーポレート・ガバナンスに関する体制図》



《取締役会》

取締役会は、代表取締役社長 吉澤 和弘氏を議長として取締役15名(うち、独立社外取締役5名)から構成されています。構成員の氏名等については「(2) 役員 の状況」に記載しています。原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、経営に関する重要事項について意思決定を行うほか、業務執行者を兼務する取締役からその執行状況の報告を随時受け、経営の監督を行っています。

《取締役会の実効性の分析・評価》

当社は、持続的な企業価値の向上を実現することを目的に、取締役会の責務・運営・構成等に対する課題や改善点を認識して継続的な改善に取り組むために、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しています。

＜評価方法＞

- ・全取締役及び全監査役を対象とする「取締役会自己評価アンケート」を実施(2019年12月～2020年1月)
- ・全取締役及び全監査役により構成する「コーポレート・ガバナンスに関する会議」において、アンケート結果を踏まえて議論(2020年3月)

＜評価結果と今後の運営方針＞

当社の取締役会の責務・運営・構成等は適切であり、実効性は確保されていると評価しました。

また、前回の実効性評価で課題として認識した、中期経営戦略等の実現に向けた取組み状況、経営資源の配分、経営環境の変化への対応等を取締役会で定期的に検証したことにより実効性が高まったことを確認しました。

当社は、2020年6月16日の第29回定時株主総会の決議により、取締役会における経営戦略議論を一層充実させるとともに、事業会社として経営の機動力をさらに向上させていく体制を整えるため、監査等委員会設置会社に移行しました。また、更なるガバナンス強化と経営戦略議論の活性化に向けた多様な知見の取り込みのため、独立社外取締役の比率を3分の1以上としました。

監査等委員会設置会社への移行に加えて、今後も更なる企業価値の向上を実現することを目的に、引き続き中期経営戦略等の実現に向けた取組み状況、経営資源の配分、経営環境の変化への対応等を取締役会で定期的に検証してまいります。



#### 《監査等委員会》

監査等委員会は、常勤監査等委員 須藤 章二氏を議長として監査等委員である取締役(うち、独立社外取締役2名)から構成されています。監査等委員会移行前の監査役会の詳細については「(3) 監査の状況」に、監査等委員会構成員の氏名等については「(2) 役員状況」に記載しています。

#### 《経営会議》

経営会議は、代表取締役社長 吉澤 和弘氏を議長とし、常務執行役員及び監査等委員である取締役等を含む16名から構成されています。

原則毎週定例日の開催と必要に応じた臨時開催により、業務執行に関する重要事項について協議を行い、代表取締役社長による機動的で迅速な意思決定を可能としています。

#### 《当社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況(2020年6月16日まで)》

当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備についての取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要(2020年6月16日まで)は、次のとおりです。

##### ＜内部統制システムの整備に関する基本的考え方＞

- ・ 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令順守、損失の危険管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備、実行計画の策定及び監視活動等の各種対策を講じる。
- ・ 内部統制システムをより有効に機能させるための総括機関として内部統制委員会(代表取締役社長 吉澤 和弘氏を委員長とし、業務執行取締役及び常勤監査役等17名から構成)を設置し、全社横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を評価したうえで、必要な改善を実施する。
- ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取組みを実施する。
- ・ 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施する。
- ・ 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を総理する。

#### <内部統制システムに関する体制の整備>

- ・取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「NTTドコモグループ倫理方針」及びコンプライアンスに関する規程を整備し、倫理法令順守に必要な体制を構築する。財務諸表の作成にあたっては、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で、主要な会計方針等の事前協議を行い、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続を経たうえで、取締役会等で決定する。監査部は、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行う。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を統括する組織の長が各組織責任者の担当業務に係るリスクを定期的に取りまとめ、取締役及び執行役員等で構成する内部統制委員会において、全社横断的な管理を要するリスクを特定するとともに、特定したリスクについては管理方針を定め、リスクの現実化に対する適切な未然防止と発生時の迅速な対処を可能とする。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ・当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの総合的な発展及び業績向上を目的に関係会社の管理に関する基本的な事項を定めた規程に基づき、関係会社は当社に協議または報告を行う。

(イ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程に従い、当社グループに内在するリスクについて管理し、当社グループ会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。

(ウ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社グループ全体の事業運営に関する重要な事項の協議または報告を行う。

(エ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ統一の倫理方針「NTTドコモグループ倫理方針」を定め、当社グループ各社とも倫理法令順守に向けた取組みを行う。また、子会社の企業倫理担当役員は、倫理法令順守マネジメントシステムを策定し、その実施状況を報告するとともに、経営幹部に関わる問題事態が発見された場合は、当社に対して適時報告し、当社は適切な対応について必要な指導等を行う。

(オ)その他業務の適正を確保するための体制

親会社との非通例的な取引については、法務部門の審査及び監査役が監査を行う。また、監査部の監査は子会社も監査の対象とし、必要により対象会社の内部監査結果の把握・評価等を行う。

- ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務執行を補助する専任の組織として監査役室を設置し、専従の使用人を配置する。

(イ)上記(ア)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に所属する使用人の人事異動、評価等について、監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し、対処する。

(ウ) 監査役の上記(ア)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に所属する使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(エ) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告を行う。

(オ) 子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

上記(エ)の報告事項には、当社グループ会社から報告を受けた重要事項も含まれるものとする。

(カ) 上記(エ)又は(オ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記(エ)又は(オ)の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(キ) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

(ク) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役会の間で定期的に会合を行うほか、監査役職務執行のために必要な監査環境を整備する。また、代表取締役は、監査役が監査部や会計監査人と定期的及び随時の意見交換等を行うことが可能な体制の整備に努める。

#### ・ 内部統制システムに関する運用状況

(ア) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス推進委員会を開催し、倫理法令順守マネジメントシステムの取組み事項の決定及び実施状況を確認しています。また、倫理法令順守意識の醸成のため、経営幹部層及び従業員のための定期的な教育・研修及びモニタリング等を実施するとともに、コンプライアンス相談窓口を設置して、コンプライアンス違反の未然防止に取り組んでいます。

(イ) 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、文書又は管理情報の保存及び管理方法を定めた規程を制定しています。また、その他当社の情報セキュリティに関する取組みについては、「情報セキュリティに関する取組み」をご参照ください。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、会社及びグループ会社の業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的としたリスクマネジメント規程を制定しており、当該規程に基づき内部統制委員会を開催して、全社横断的に管理を要するリスクを特定し、当該リスクに対する管理方針を策定しています。また、監査部は、当該リスクに対する管理方針が各組織によって適切に管理されているかの監査を行っています。

(エ) 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、職務の執行が効率的に行われるよう、経営戦略の実現に向けた組織整備を行っています。2019年度は、5G・IoTソリューション推進室の設置、ライフサポートビジネス推進部の廃止を行いました。

(オ) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、グループ会社から必要な協議・報告を受けるとともに、子会社に対し内部統制システムの整備・運用などに関する指導を実施しています。また、監査部は、選定したグループ会社を対象とした内部監査を実施しています。

(カ) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として、経営状況について、重要であると判断した子会社に関し、四半期毎に監査役へ報告、及び監査役が出席する会議にて報告するとともに、月次で当社及びグループ会社の内部監査結果を、監査役に対して報告を行っています。また、監査部、財務部及び会計監査人は、監査役との連携を図るため三者協議等の定期会合を開催しています。

#### ・情報セキュリティに関する取組み

当社は、情報の適切な管理が重要な経営課題であることを認識し、お客さまに安心して当社のサービスをご利用いただくため、情報セキュリティに関する当社の取組み方針として「情報セキュリティポリシー」を宣言し、また、特にお客さまの個人情報の取扱いについては「プライバシーポリシー」を公表し、順守しています。

対象とする情報は、当社の企業活動において入手及び知り得た情報、ならびに当社が業務上保有する全ての情報を対象とします。

#### 《当社の業務の適正を確保するための体制(2020年6月16日以降)》

当社は、2020年6月16日の第29回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行したことを受けて、同日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について、改正を加える決議を行いました。その決議の内容を踏まえた内部統制システムの概要は以下のとおりです。

#### ＜内部統制システムの整備に関する基本的考え方＞

- ・当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令順守、損失の危険管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備、実行計画の策定及び監視活動等の各種対策を講じる。
- ・内部統制システムをより有効に機能させるための総括機関として内部統制委員会(代表取締役社長 吉澤 和弘氏を委員長とし、常務執行役員及び監査等委員である取締役等を含む19名から構成)を設置し、全社横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を評価したうえで、必要な改善を実施する。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取組みを実施する。
- ・取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施する。
- ・代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を総理する。

#### ＜内部統制システムに関する体制の整備＞

- ・取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「NTTドコモグループ倫理方針」及びコンプライアンスに関する規程を整備し、倫理法令順守に必要な体制を構築する。財務諸表の作成にあたっては、財務担当役員、監査等委員会及び会計監査人の間で、主要な会計方針等の事前協議を行い、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続を経たうえで、取締役会等で決定する。監査部は、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行う。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を統括する組織の長が各組織責任者の担当業務に係るリスクを定期的に取りまとめ、取締役及び執行役員等で構成する内部統制委員会において、全社横断的な管理を要するリスクを特定するとともに、特定したリスクについては管理方針を定め、リスクの現実化に対する適切な未然防止と発生時の迅速な対処を可能とする。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図る。

・当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの総合的な発展及び業績向上を目的に関係会社の管理に関する基本的な事項を定めた規程に基づき、関係会社は当社に協議または報告を行う。

(イ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程に従い、当社グループに内在するリスクについて管理し、当社グループ会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。

(ウ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社グループ全体の事業運営に関する重要な事項の協議または報告を行う。

(エ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ統一の倫理方針「NTTドコモグループ倫理方針」を定め、当社グループ各社とも倫理法令順守に向けた取組みを行う。また、子会社の企業倫理担当役員は、倫理法令順守マネジメントシステムを策定し、その実施状況を報告するとともに、経営幹部に関わる問題事態が発見された場合は、当社に対して適時報告し、当社は適切な対応について必要な指導等を行う。

(オ)その他業務の適正を確保するための体制

親会社との非通例的な取引については、法務部門の審査及び監査等委員会が監査を行う。また、監査部の監査は子会社も監査の対象とし、必要により対象会社の内部監査結果の把握・評価等を行う。

・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務執行を補助する専任の組織として監査等委員会室を設置し、専従の使用人を配置する。

(イ)上記(ア)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室に所属する使用人の人事異動、評価等について、監査等委員会に事前に説明し、その意見を尊重し、対処する。

(ウ)監査等委員会の上記(ア)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会室に所属する使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(エ)取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員会の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

(オ)子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

上記(エ)の報告事項には、当社グループ会社から報告を受けた重要事項も含まれるものとする。

(カ)上記(エ)又は(オ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記(エ)又は(オ)の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(キ)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

(ク)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査等委員会の間で定期的に会合を行うほか、監査等委員会の職務執行のために必要な監査環境を整備する。また、代表取締役は、監査等委員会が監査部や会計監査人と定期的及び随時の意見交換等を行うことが可能な体制の整備に努める。

#### ・情報セキュリティに関する取組み

当社は、情報の適切な管理が重要な経営課題であることを認識し、お客さまに安心して当社のサービスをご利用いただくため、情報セキュリティに関する当社の取組み方針として「情報セキュリティポリシー」を宣言し、また、特にお客さまの個人情報の取扱いについては「プライバシーポリシー」を公表し、順守しています。

対象とする情報は、当社の企業活動において入手及び知り得た情報、ならびに当社が業務上保有する全ての情報を対象とします。

#### 《責任限定契約の内容の概要》

当社と取締役 新宅 正明氏、遠藤 典子氏、菊地 伸氏、黒田 勝己氏、須藤 章二氏、寒河江 弘信氏、中田 勝己氏、梶川 幹夫氏及び辻山 栄子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

③ 取締役の定数

当社は、監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めています。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑤ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

《自己の株式の取得》

当社は、機動的に自己の株式の取得を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

《中間配当》

当社は、株主の皆様への利益還元を機会を充実させるため、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

《取締役の責任免除》

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

⑥ 株主総会特別決議要件の変更の内容

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

## (2) 【役員状況】

男性12名 女性3名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	吉澤 和弘	1955年6月21日	1979年4月 2007年6月 2011年6月 2012年6月 2013年7月 2014年6月 2016年6月	日本電信電話公社入社 当社 執行役員 第二法人営業部長 当社 取締役執行役員 人事部長 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長 モバイル社会研究所担当 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長、事業改革室長兼務 モバイル社会研究所担当 当社 代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略担当 当社 代表取締役社長 (現在に至る)	※1	37,900
代表取締役 副社長 国際、コーポレート担当	井伊 基之	1958年11月17日	1983年4月 2011年6月 2013年7月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年7月 2018年6月 2019年6月 同 2020年6月	日本電信電話公社入社 東日本電信電話株式会社 取締役 ネットワーク事業推進本部設備部長 ネットワーク事業推進本部企画部長兼務 同社 取締役 ネットワーク事業推進本部設備企画部長 同社 取締役 ビジネス&オフィス営業推進本部長 同社 代表取締役常務取締役 ビジネス&オフィス営業推進本部長 同社 代表取締役副社長 ビジネス&オフィス営業推進本部長 同社 代表取締役副社長 ビジネスイノベーション本部長 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 技術企画部門長 技術戦略、国際標準化担当 NTTアノードエナジー株式会社 代表取締役社長 (2020年6月18日退任予定) 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 技術戦略、国際標準化担当(2020年6月23日退任予定) 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート担当 (2020年6月23日就任予定)	※1	0
代表取締役 副社長 技術、デバイス、情報戦略、 会員基盤、国際、 コーポレート担当	丸山 誠治	1961年4月20日	1985年4月 2014年6月 2016年6月 2018年6月 2019年6月 2020年6月	日本電信電話株式会社入社 当社 執行役員 プロダクト部長 当社 取締役執行役員 人事部長 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長 モバイル社会研究所、2020準備担当 当社 代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略、会員基盤担当 当社 代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略、会員基盤、国際、コーポレート担当 (現在に至る)	※1	11,500
取締役 常務執行役員 経営企画部長、財務部長兼務 モバイル社会研究所、2020準備、 財務、グループ事業推進、 アライアンス担当	藤原 道朗	1964年12月21日	1989年4月 2009年7月 2012年7月 2016年6月 2019年6月 2020年6月	日本電信電話株式会社入社 当社 北海道支社 企画経理部長、情報システム部長兼務 当社 経営企画部担当部長 当社 執行役員 東北支社長 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長 モバイル社会研究所、2020準備担当 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長、財務部長兼務 モバイル社会研究所、2020準備、財務、グループ事業推進、アライアンス担当 (現在に至る)	※1	6,500
取締役 常務執行役員 財務部長 財務、グループ事業推進、 アライアンス担当	廣井 孝史	1963年2月13日	1986年4月 2008年6月 2009年7月 2014年6月 2015年6月 2020年6月	日本電信電話株式会社入社 同社 新ビジネス推進室担当部長 同社 経営企画部門担当部長 同社 財務部門長 同社 取締役 財務部門長(2020年6月23日退任予定) 当社 取締役常務執行役員 財務部長 財務、グループ事業推進、アライアンス担当(2020年6月23日就任予定)	※1	0



役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 執行役員 総務部長、かいぜん活動推進室 長兼務	立石 真弓	1963年5月24日	2001年5月 2014年7月 2015年7月 2016年6月 2017年6月 2019年6月	当社入社 当社 マーケットビジネス推進部担当部長 株式会社オークローンマーケティング 常務取締役 当社 ライフサポートビジネス推進部担当部長 株式会社オークローンマーケティング 代表取締役 副社長 当社 執行役員 株式会社オークローンマーケティング 代表取締役副社長、コマース事業推進担当兼務 当社 執行役員 四国支社長 当社 取締役執行役員 総務部長、かいぜん活動推進室長兼務 (現在に至る)	※1	4,100
取締役	新宅 正明	1954年9月10日	1978年4月 1991年12月 2000年8月 2001年1月 2008年4月 2008年6月 2008年8月 2009年11月 2011年7月 2015年12月 2019年3月 2020年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社(1991年11月30日退職) 日本オラクル株式会社入社 同社 代表取締役社長 米国オラクル・コーポレーション 上級副社長(2008年8月23日退任) 認定NPO法人 スペシャルオリンピックス日本(現 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本) 副理事長(2019年3月4日退任) 日本オラクル株式会社 代表取締役会長(2008年8月23日退任) 同社 エグゼクティブアドバイザー(2008年12月31日退任) 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役(現在に至る) クックパッド株式会社 社外取締役(2017年3月23日退任) 株式会社ワークスアプリケーションズ 社外取締役(2019年9月27日退任) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 参与(現在に至る) 当社 社外取締役 (現在に至る)	※1	0
取締役	遠藤 典子	1968年5月6日	1994年6月 2004年4月 2006年4月 2013年9月 2015年4月 2016年6月 2018年7月 2019年6月 同 2020年4月	株式会社ダイヤモンド社入社 九州大学東京事務所長・ディレクター兼務(2006年3月31日退任) 株式会社ダイヤモンド社 週刊ダイヤモンド編集部副編集長(2013年12月31日退職) 東京大学政策ビジョン研究センター 客員研究員(2018年8月31日退任) 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授(2020年3月31日退任) 当社 社外取締役 (現在に至る) 株式会社アインホールディングス 社外取締役 (現在に至る) 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 (現在に至る) 株式会社バルクホールディングス 社外取締役 (現在に至る) 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授 (現在に至る)	※1	2,700

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役	菊地 伸	1960年1月17日	1982年4月 1989年4月 同 1997年9月 1998年4月 2004年10月 2005年4月 2005年6月 2010年4月 2020年4月 2020年6月	自治省(現 総務省)入省(1987年3月31日退官) 弁護士登録(第41期)・第二東京弁護士会所属(現在に至る) 森総合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 ニューヨーク州弁護士登録(現在に至る) 日比谷パーク法律事務所 設立パートナー(2003年9月30日退所) 森・濱田松本法律事務所 パートナー(2020年3月31日退所) 日本商工会議所経済法規専門委員会 専門委員(現在に至る) 株式会社ジャフコ 社外監査役(2013年6月18日退任) 東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授(2013年3月31日退任) 外苑法律事務所 パートナー弁護士(現在に至る) 当社 社外取締役(現在に至る)	※1	0
取締役	黒田 勝己	1969年11月9日	1992年4月 2010年7月 2012年7月 2015年7月 2018年7月 2019年6月	日本電信電話株式会社入社 西日本電信電話株式会社 静岡支店営業部長 同社 経営企画部担当部長 同社 経営企画部営業企画部門長 日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長(現在に至る) 当社 取締役(現在に至る)	※1	1,000
取締役 (常勤監査等委員)	須藤 章二	1957年3月4日	1980年4月 2008年6月 2009年6月 2009年7月 2010年6月 2011年6月 2014年6月 2014年7月 2015年6月 2017年6月 2020年6月	日本電信電話公社入社 当社 執行役員 販売部長 ドコモ・ビジネスネット株式会社 代表取締役常務マーケティング事業本部長 同社 代表取締役常務 マーケティング本部長 同社 代表取締役常務 法人本部長 当社 執行役員 四国支社長 当社 取締役常務執行役員 コンシューマ営業、支店(関東甲信越)担当 当社 取締役常務執行役員 コンシューマ営業担当 株式会社ドコモCS 取締役副社長 当社 常勤監査役 当社 取締役(常勤監査等委員) (現在に至る)	※2	16,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (常勤監査等委員)	寒河江 弘信	1959年3月3日	1981年4月 2011年6月  2012年6月 2014年6月 2016年6月  2017年6月 2020年6月	日本電信電話公社入社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役執行役員 財務部長、人事部長兼務 同社 取締役執行役員 財務部長 同社 取締役常務執行役員 財務部長 エヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス株式会社 代表取締役社長 当社 常勤社外監査役 当社 社外取締役(常勤監査等委員) (現在に至る)	※2	3,200
取締役 (常勤監査等委員)	中田 勝巳	1956年12月12日	1980年4月 2010年6月  2011年8月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2018年6月 2019年6月 2020年6月	日本電信電話公社入社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 取締役 グローバル事業本部副事業本部長、グローバルストラテジー部長兼務 同社 取締役 グローバル事業推進部長 同社 常務取締役 グローバル事業推進部長 同社 代表取締役副社長 グローバル事業推進部長 同社 代表取締役副社長 NTTセキュリティ株式会社 代表取締役社長 当社 常勤社外監査役 当社 社外取締役(常勤監査等委員) (現在に至る)	※2	1,900
取締役 (常勤監査等委員)	梶川 幹夫	1959年3月23日	1982年4月 2013年6月 2014年7月 2016年6月 2017年12月  2018年6月 2020年6月	大蔵省(現 財務省)入省 財務省 国際局次長 国際通貨基金(IMF)理事(2016年6月12日退任) 財務省 関税局長(2017年7月11日退官) 東京海上日動火災保険株式会社 顧問(2018年6月18日退任) 当社 常勤社外監査役 当社 社外取締役(常勤監査等委員) (現在に至る)	※2	1,800
取締役 (監査等委員)	辻山 栄子	1947年12月11日	1980年8月 1985年4月 1991年4月 2003年4月  2008年6月  2010年6月 2011年5月  2011年6月 2012年6月 2018年4月  2020年4月 2020年6月	茨城大学人文学部 助教授 武蔵大学経済学部 助教授 同 教授 早稲田大学商学部・大学院商学研究科(現 商学学術院) 教授(2018年3月31日退任) 三菱商事株式会社 社外監査役(2016年6月24日退任) オリックス株式会社 社外取締役 (2020年6月26日退任予定) 株式会社ローソン 社外監査役 (現在に至る) 当社 社外監査役 株式会社資生堂 社外監査役(2020年3月25日退任) 早稲田大学 名誉教授 (現在に至る) 早稲田大学 監事 (現在に至る) 当社 社外取締役(監査等委員) (現在に至る)	※2	5,100
計						92,100

※1 任期は、2020年6月16日開催の第29回定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

※2 任期は、2020年6月16日開催の第29回定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

- (注)1 当社は、2020年6月16日開催の第29回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
- 2 井伊 基之氏は、2020年6月23日をもって日本電信電話株式会社の取締役を退任し、同日付で当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート担当に就任する予定です。なお、丸山 誠治氏の国際、コーポレート担当は2020年6月22日までの予定です。
  - 3 廣井 孝史氏は、2020年6月23日をもって日本電信電話株式会社の取締役を退任し、同日付で当社 取締役常務執行役員 財務部長 財務、グループ事業推進、アライアンス担当に就任する予定です。なお、藤原 道朗氏の財務部長 財務、グループ事業推進、アライアンス担当は2020年6月22日までの予定です。
  - 4 新宅 正明氏、遠藤 典子氏及び菊地 伸氏は、監査等委員でない社外取締役です。
  - 5 寒河江 弘信氏、中田 勝巳氏、梶川 幹夫氏及び辻山 栄子氏の4氏は、監査等委員である社外取締役です。
  - 6 須藤 章二氏の氏名に関しては「開示用電子情報処理組織等による手続の特例等に関する留意事項について」及び「提出書類ファイル仕様書」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上使用できる文字で代用しています。

#### ・社外役員の状況

当社の社外取締役は7名です。

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、独立役員を1名以上確保することとしています。当社は、当社が独立役員として指定する社外取締役の選任に際しては、同取引所が定める独立性に関する判断基準(「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.(3)の2)に加え、当社が定める独立性判断基準に従っています。当社は、社外取締役 新宅 正明氏、遠藤 典子氏、菊地 伸氏、梶川 幹夫氏及び辻山 栄子氏を同取引所の定めに基づく独立役員に指定しています。

社外取締役 新宅 正明氏は、過去に当社「アドバイザリーボード」のメンバーであったことがあります。同氏は長年にわたるグローバル企業社長等としての企業経営及び企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験、知見を有しています。また、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待したため、同氏を監査等委員でない社外取締役として選任しています。同氏\*と当社との間に一般株主と利益相反の生じるおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役 遠藤 典子氏は、経済誌編集者としての取材活動、公共政策研究及び企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験、知見を有しています。また、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待したため、同氏を監査等委員でない社外取締役として選任しています。同氏\*と当社との間に一般株主と利益相反の生じるおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役 菊地 伸氏は、過去に当社「アドバイザリーボード」のメンバーであったことがあります。同氏は長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有しています。また、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待したため、同氏を監査等委員でない社外取締役として選任しています。同氏\*と当社との間に一般株主と利益相反の生じるおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役 寒河江 弘信氏は過去に親会社である日本電信電話株式会社(NTT)の従業員であったことがあり、NTTの子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、エヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス株式会社及び株式会社アール・キュービックの取締役又は従業員であったことがあります。同氏には、当社の監査役としての監査業務に対する実績及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データの財務部門の経験を通じて培った財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく監査を期待しております。また、NTTグループ企業社長等としての企業経営の経験を有し、長年にわたり電気通信事業に関する職務に携わっていることから、その経験、知見に基づく業務執行の監督機能強化への貢献を期待したため、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しています。なお、当社とNTTとの重要な契約については、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」を、NTTグループ会社との取引等については、連結財務諸表注記29をご参照ください。また、NTTグループ会社間においては、必要に応じて社員等の人事交流を行うことがあります。以上のほかに、同氏\*と当社との間に一般株主と利益相反の生じるおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役 中田 勝巳氏は、過去に親会社であるNTTの従業員であったことがあり、NTTの子会社であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、NTTセキュリティ株式会社及びNTTセキュリティ・ジャパン株式会社の取締役又は従業員であったことがあります。同氏は当社の監査役として監査業務に対して実績を残しており、その経験、知見に基づく監査を期待するとともに、NTTグループ企業社長等としての企業経営の経験を有し、長年にわたり電気通信事業に関する職務に携わっていることから、その経験、知見に基づく業務執行の監督機能強化への貢献を期待したため、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しています。なお、当社とNTTとの重要な契約については、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」を、NTTグループ会社との取引等については、連結財務諸表注記29をご参照ください。また、NTTグループ会社間においては、必要に応じて社員等の人事交流を行うことがあります。以上のほかに、同氏\*と当社との間に一般株主と利益相反の生じるおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役 梶川 幹夫氏は、当社の監査役として監査業務に対して実績を残しており、その経験、知見に基づく監査を期待するとともに、長年にわたり財務省の職務に携わっており、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見に基づく業務執行の監督機能強化への貢献を期待したため、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しています。同氏\*と当社との間に一般株主と利益相反の生じるおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役 辻山 栄子氏は、当社の監査役としての監査業務に対する実績を有しており、同氏には、公認会計士資格及び長年にわたる大学教授としての経験を通じて培った財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく監査を期待しております。また、企業の社外役員としての豊富な経験を有し、その経験、知見に基づく業務執行の監督機能強化への貢献を期待したため、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しています。同氏\*と当社との間に一般株主と利益相反の生じるおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役\*と当社との取引関係その他の利害関係(寄附を含む)の記載に当たり、当社取締役会への付議の必要がない取引等については、一般株主と利益相反の生じるおそれもないものと考えられることから、原則として記載を省略しています。

社外監査役は、「(3) 監査の状況」に記載のとおり、会計監査人及び監査部と意見交換を行い相互連携を図っています。

社外取締役(2020年6月16日まで)は、監査役より監査計画についての報告を受け、監査部より内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を受けています。また、内部統制部門からは「内部統制システムの整備に関する基本方針」の策定にあたって事前に報告を受けています。

※ 同氏が役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった会社等を含む。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社の監査役は5名であり、常勤監査役4名と監査役(非常勤)1名から構成されております。なお、監査役 寒河江弘信氏は企業経営の経験を有しているとともに、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの財務部門の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役 辻山 栄子氏は、公認会計士資格を有するとともに、大学教授及び企業の社外役員としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。当事業年度において当社は監査役会を15回開催しており個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
常勤監査役	須藤 章二	15	15	100%
常勤監査役(社外)	沖原 俊宗	5	5	100%
常勤監査役(社外)	寒河江 弘信	15	15	100%
常勤監査役(社外)	梶川 幹夫	15	15	100%
常勤監査役(社外)	中田 勝巳	10	10	100%
監査役(社外)	辻山 栄子	15	15	100%

(注)全回数が異なるのは、就任又は退任時期の違いによるものです。

監査役会での主な検討事項としては、会社の事業を取り巻く環境・リスクの状況、監査を取り巻く環境の変化などを総合的に勘案し、実効性と効率性の高い監査の方針・計画・方法・各監査役の分担などを適切に定めることやこれに従った活動状況の検証、その結果としての監査報告の決議などがあげられます。また、監査役会議長や常勤監査役の選定、監査役選任議案への同意、会計監査人の再任の決定や報酬同意など法令、定款の定めに従った決議事項について適切に検討を行っております。そのため、当社においては、原則毎月1回の監査役会を開催し、各監査役の活動状況の報告や必要な決議を適時に実施しております。各監査役は監査役会で定めた監査計画などに基づき、取締役会等の重要な会議に出席しております。さらに、常勤監査役を中心に、取締役等からの報告聴取、重要な文書等の調査、本社及び主要な事業所並びに子会社の実地調査等により取締役の職務執行状況の監査を適宜実施しています。また、子会社の監査役との意思疎通及び情報の交換等による連携を密にし、当社グループ全体としての監査の実効性を確保しています。

#### ② 内部監査の状況

内部監査に関しては、監査部が62名の体制により他の業務執行から独立した立場で、法令等の順守、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性等を確保するため、本社各室部、支社等における業務遂行状況の監査を実施するとともに、当社グループにおけるリスクの高い事項については統一の監査項目によりグループ各社で監査を実施し、監査部がグループ会社の監査品質向上を目的とした監査品質レビューを実施しています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制等の有効性については、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に基づき検証・評価し、内部統制の強化に向けて取り組んでいます。

監査役は、会計監査人より監査計画の報告、四半期決算毎に主要な会計方針の変更の有無等に関する事前協議及びその監査結果の報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めるとともに、会計監査人の監査の品質体制についても、説明を受け確認しています。また、監査役は監査部から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、内部監査実施状況について意見交換を行うなど、相互連携を図っています。

内部統制部門との関係については、監査役は内部統制システムの整備・体制の状況を監視及び検証し、内部統制部門へ必要な助言・指導を行っています。また、監査部は内部統制システムの有効性を評価し、その結果を取締役会及び内部統制部門へ報告しています。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

継続監査期間:24年

上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。これより前の期間については、調査が著しく困難であったため、期間に含んでおりません。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

袖川 兼輔

中田 宏高

中根 正文

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士67名、その他83名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、2019年度決算に係る当社の会計監査人の「監査の方法及び結果」並びに「職務遂行体制」「監査活動の適切性及び妥当性評価」の適切性・妥当性について相当であると認められることから、2020年度決算に係る当社の会計監査人として再任することを監査役会で決議し、その旨を取締役へ通知しております。

なお、会計監査人の解任・不再任については当社の「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に照らし、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意により解任します。このほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとしています。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の会計監査活動の確認及びコーポレートガバナンス・コード補充原則3-2①(i)に基づき策定した「会計監査人の評価・選定基準」に照らし評価を行っております。具体的には、監査法人の品質管理、独立性等の観点から評価を行い会計監査人としての適切性・妥当性について相当であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	634	10	680	—
連結子会社	180	—	187	—
計	814	10	867	—

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度においては、国際会計基準に関する指導・助言業務等です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGグループ)に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	1	47	1	35
連結子会社	196	22	150	18
計	197	69	151	54

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、税務関連業務に関する指導・助言業務です。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、財務諸表の作成に関する指導・助言業務等、税務申告書の作成及び税務コンサルタント等です。



c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社及び連結子会社の規模・特性、監査日数等の諸要素を勘案し、法令に従い監査役会の同意を得て、決定しています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の妥当性、報酬見積の算出根拠などについて検討を行い、会計監査人の報酬額について同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の監査等委員でない取締役の報酬総額は、2020年6月16日開催の第29回定時株主総会において、年額6億円以内(うち社外取締役分は年額1億円以内)と決議しています(当該株主総会にて選任された監査等委員でない取締役10名)。各事業年度における取締役の報酬は、役位ごとの役割や責任範囲、当連結会計年度の営業利益等を業績指標とした達成度合い等を総合的に勘案して取締役会にて決定しています。また、取締役会の開催に先立ち、親会社及び監査等委員でない独立社外取締役及び監査等委員である取締役に対し報酬内容の説明を行い、適切に助言を得ています。

取締役ごとの個別報酬額の決定については、取締役会から代表取締役社長に一任しています。代表取締役社長は、以下の方針及び取締役会決議により定める取締役の報酬に関する規則に従って、決定しています。

- a. 監査等委員でない取締役(独立社外取締役を除く)の報酬は月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割や責任範囲に基づき、支給することとしています。賞与は、当連結会計年度の営業利益等を業績指標とし、その達成度合い等を勘案して、支給することとしています。具体的には、中期経営戦略に向けたインセンティブとして機能するよう、主な業績指標として営業利益、その他の業績指標としてROIC<sup>\*1</sup>・Capex to Sales<sup>\*2</sup>・設備投資・B2B2Xプロジェクト数で評価しております。また、業務執行取締役においては、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬並びに賞与の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、その全てを保有することとしています。なお、報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬＝70%：30%」となります。
- なお、中期経営戦略の達成と持続的成長、及び中長期的な企業価値向上をより強く意識することを目的に、総報酬に占める業績連動報酬割合を拡大する方向で検討していきます。
- b. 監査等委員でない独立社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

また、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみとしています。当社の監査等委員である取締役の報酬総額は、2020年6月16日開催の第29回定時株主総会において、年額2億円以内と決議しています(当該株主総会にて選任された監査等委員である取締役5名)。

※1 ROIC(投下資本利益率)＝(営業利益×(1－実効税率))÷(株主資本＋非支配持分＋有利子負債)

※2 営業収益に対する設備投資比率。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	439	327	112	—	14
監査役 (社外監査役を除く)	30	30	—	—	1
社外役員	126	126	—	—	7
合計	595	483	112	—	22

- (注) 1 役員ごとの連結報酬等の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。  
 2 取締役には、2019年6月18日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。  
 3 社外役員には、2019年6月18日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでいます。

- 4 当社は、2020年6月16日開催の第29回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社に移行前の取締役及び監査役の報酬額については、2006年6月20日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内、監査役の報酬額を年額1億5千万円以内と決議いただいております。
- 5 業績連動報酬(賞与)の支給にあたり、当連結会計年度の主な業績指標である営業利益については業績予想と対前年度実績を目標としております。業績予想の8,300億円は達成、前年度実績10,136億円は未達となりました。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした投資を行っておらず、様々な業界の事業提携先等との関係強化や協業促進等を総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値を高め、当社株主の利益に繋がると考える場合に限り、当社事業提携先等の株式を政策的に保有しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有する政策保有株式について、関係強化や協業促進等の出資目的の達成状況、リターンとリスクが資本コスト等に見合っているかを勘案し、取締役会において保有適否の検証を行っています。なお、今後の状況変化に応じて保有の妥当性が認められないと考える場合には、縮減等の見直しを行います。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	43	10,017
非上場株式以外の株式	17	257,115

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	3	30,368	事業提携先との協業促進を図るため
非上場株式以外の株式	1	33,273	事業提携先との協業促進を図るため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	1,703
非上場株式以外の株式	1	747

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
PLDT Inc.	31,330,155	31,330,155	グローバル連携・情報交換等による当社の企業価値向上を目的とし、良好な関係を維持・強化するため。	無
	74,686	76,102		
株式会社エムスリー	20,200,000	-	同社保有のアセットを活用した医療・健康領域での協業による当社の企業価値向上を目的とし、資本・業務提携を行い、当事業年度に株式を取得。	無
	64,539	-		
Far Eastone Telecommunications Co., Ltd.	153,543,573	153,543,573	グローバル連携・情報交換等による当社の企業価値向上を目的とし、良好な関係を維持・強化するため。	無
	34,503	40,955		
KT Corporation	22,711,035	22,711,035	グローバル連携・情報交換等による当社の企業価値向上を目的とし、良好な関係を維持・強化するため。	無
	24,592	38,929		
株式会社ファミリーマート	7,251,200	7,251,200	「d払い」や「dポイント」等の協業促進による当社注力事業の拡大を図るため。	無
	14,052	20,455		
株式会社ローソン	2,092,000	2,092,000	「d払い」や「dポイント」等の協業促進による当社注力事業の拡大を図るため。	無
	12,405	12,844		
日本テレビホールディングス株式会社	7,779,000	7,779,000	当社サービスと同社グループ保有の優良コンテンツ連携やノウハウの活用により、企業価値向上を図るため。	無
	9,373	12,913		
株式会社東京放送ホールディングス	5,713,000	5,713,000	当社サービスと同社グループ保有の優良コンテンツ連携やノウハウの活用により、企業価値向上を図るため。	無
	8,592	11,574		
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	7,700,000	7,700,000	当社サービスと同社グループ保有の優良コンテンツ連携やノウハウの活用により、企業価値向上を図るため。	無
	8,292	11,765		
株式会社KADOKAWA	1,204,208	1,204,208	当社サービスと同社グループ保有の優良コンテンツ連携やノウハウの活用により、企業価値向上を図るため。	有
	1,641	1,405		
オイシックス・ラ・大地株式会社	1,000,000	1,000,000	同社保有のアセットを活用した食領域での協業により、企業価値向上を図るため。	無
	1,481	1,679		
株式会社EduLab	429,200	429,200	同社保有のアセットを活用した教育分野での協業により、企業価値向上を図るため。	無
	1,185	2,424		
株式会社スカパーJSATホールディングス	2,048,100	2,048,100	同社との衛星通信事業での連携・情報交換等による当社の企業価値向上を目的とし、良好な関係を維持・強化するため。	無
	786	942		
ネオス株式会社	1,020,000	1,020,000	当社サービスと同社グループ保有の優良コンテンツ連携やノウハウの活用により、企業価値向上を図るため。	無
	523	1,074		
株式会社PKSHA Technology	214,000	214,000	同社保有のアセットを活用したAI分野での協業により、企業価値向上を図るため。	無
	334	1,316		
日本BS放送株式会社	80,000	80,000	同社グループとの取引関係の維持・強化のため。	無
	81	84		
株式会社ビックカメラ	50,000	50,000	同社グループとの取引関係の維持・強化のため。	無
	43	58		
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	-	245,000	同社アセットを活用した法人向けソリューション開発等の協業により、企業価値向上を図るため。	無
	-	872		

(注) 1 PLDT Inc.の株式数、貸借対照表計上額には、米国預託証券(ADR)が前事業年度8,533,253株、20,523百万円、当事業年度8,533,253株、19,093百万円含まれています。

2 KT Corporationの株式数、貸借対照表計上額には、米国預託証券(ADR)が前事業年度16,906,444株、23,342百万円、当事業年度16,906,444株、14,314百万円含まれています。

3 定量的な保有効果については記載が困難であり、保有の合理性は、関係強化や協業促進等の出資目的の達成状況とリターンとリスクが資本コスト等に見合っているかを勘案し、検証しています。

4 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社は2019年9月に株式会社ファミリーマートへ商号を変更しています。

5 カドカワ株式会社は2019年7月に株式会社KADOKAWAへ商号を変更しています。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。